（報告の義務）

第五十二条　［略］

［2～9　略］

10　第六十四条第六項の規定は、前項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第八項の規定による報告を行う場合に準用する。

11　［略］

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の四　［略］

［2・3　略］

4　法第六十一条の八の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　法第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含み、永住者の在留資格の取得の申請をする場合を除く。）の規定による申請にあつては、本邦にある外国人が電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次号及び第六十四条において同じ。）を使用して第六十四条第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

五　法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カード（特定在留カード以外の在留カードに限る。）の受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十四条第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

［5・6　略］

（令第二十五条第二項第四号に規定する法務省令で定める者）

第六十一条　令第二十五条第二項第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　特定活動の在留資格への変更を受ける者で、次のいずれかの活動を特に指定されるもの

イ　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ　駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

二　前号イ又はロに掲げる活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者で、在留期間の更新を受けるもの

（報告の義務）

第五十二条　［同上］

［2～9　同上］

10　第六十一条の三第六項の規定は、前項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第八項の規定による報告を行う場合に準用する。

11　［同上］

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の四　［同上］

［2・3　同上］

4　法第六十一条の八の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

四　法第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含み、永住者の在留資格の取得の申請をする場合を除く。）の規定による申請にあつては、本邦にある外国人が電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下第五号及び第六十一条の三において同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

五　法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カード（特定在留カード以外の在留カードに限る。）の受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

［5・6　同上］

［条を加える。］